

## 国立音楽大学 研究データ管理・公開ポリシー解説

2026年2月19日

### (趣旨・目的)

1. 国立音楽大学（以下、「本学」という。）は、「自由、自主、自律の精神を以て良識ある音楽家、教育家を育成し、日本および世界の文化の発展に寄与する」ことを基本的理念として掲げている。研究データを適切に管理・公開し、知の蓄積および新たな知の創出により文化の発展に資することを目的として、本学における研究データ管理・公開ポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を以下のように定める。

オープンアクセス・オープンサイエンスの世界的な潮流、研究成果の透明性と公平性の確保、公的資金に基づく研究成果の国民への還元などを背景に、研究データの管理・公開および利活用が求められている。

本ポリシーは、こうした背景を受けて、本学の基本的理念に基づき適切に研究データを管理・公開することにより、研究活動の推進、研究環境の整備、社会への還元を行うことを目的として策定する。

### (研究データの定義)

2. 本ポリシーにおける研究データとは、本学における研究活動の過程において、研究者が収集または生成したあらゆるデータをいい、データ形式やデータの加工段階などは問わない。

研究データとは、研究活動を通じて得られたデータを指し、収集または生成したデータ、およびそれらを解析または加工して作成したデータも含まれる。デジタルデータだけでなく、紙などの非デジタルデータも対象となる。

### 研究データの例

- ・研究の素材として収集または生成した一次データ（音声・画像・映像データなど）
- ・一次データの収集や生成の段階で作成した記録（質問票とその回答、フィールドノート、実験ノートなど）
- ・一次データの分析・処理により生成したデータ（加工データ、解析データなど）
- ・上記のデータに基づく研究成果（発表原稿、講演資料、論文、メディアコンテンツなど）
- ・その他研究活動に関連するデータ

(研究者の定義)

3. 本ポリシーにおける研究者とは、本学の教職員、学生等、本学における研究活動を行うすべての者をいう。

本ポリシーにおける研究者とは、常勤・非常勤、正規・非正規等の身分を問わず、本学において前項に定める研究データを取り扱い、研究活動を行う全ての者を指す。特別研究員、客員研究員、共同研究者など、本学との雇用関係を持たずに研究活動に携わる者も含む。

(研究者の権利と責務)

4. 研究者は、原則として自らが収集または生成した研究データの管理を行う権利と責務を有する。

研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、加工、解析、分析、保存、共有、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取り扱いを定め、これを実践することを指す。

研究データを収集または生成した研究者は、それをどのように管理し、公開し、利活用させるかについて決定することができる。

学生については、担当教員の指導に基づいて研究データの管理を行う。なお、教育を受ける上で一時的に収集または生成したデータは対象としない。

本学を受入機関とする公的資金(科研費など)により他大学・機関に在籍する研究者が収集・生成した研究データの管理については、原則として本学の研究代表者が最終的な責任を持ち、当該分担者との協議により定めることとする。

(研究データの管理)

5. 研究者は、研究データの性質や研究分野の特性等を考慮したうえで、関連する法令、契約、倫理規範、本学の規程等に従って、研究データを適切に管理しなければならない。

研究データの管理にあたっては、法令や本学の規程等を遵守し、第三者の著作物や個人情報が含まれるなど、第三者が権利や法的利益を持つ場合には、それらを害してはならない。以前に在籍した機関で収集または生成した研究データについては、必要があれば契約を締結するなど、研究データの帰属等に関して問題が発生しないように留意する。

関連する法令・ガイドライン等

・特許法

- ・著作権法
- ・不正競争防止法
- ・個人情報保護に関する法律
- ・外国為替及び外国貿易法
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
- ・人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

#### 関連する学内規程等

- ・国立音楽大学研究倫理規程
- ・研究データの保存等に関するガイドライン
- ・国立音楽大学「人を対象とする研究」に関するガイドライン
- ・国立音楽大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程
- ・国立音楽大学公的研究費の取扱いに関する行動規範
- ・学校法人国立音楽大学個人情報の保護に関する規程
- ・学校法人国立音楽大学情報セキュリティに関する規程

#### (研究データの公開)

6. 研究者は、前項に掲げる範囲内において、可能な限り研究データを公開するよう努めるものとする。

研究データの公開とは、研究データを他者が利用できる状態にすることを指す。

前項の法令や本学の規程等の定める範囲内において、オープン・アンド・クローズ戦略\*に基づき、公開可能なデータについては可能な限り公開することで利活用を促し、新たな知の創出を目指す。

※オープン・アンド・クローズ戦略とは、研究データの特性から、公開するものと非公開にするものとに分けて進める戦略のこと。

#### (管理・公開の支援)

7. 本学は、研究者による研究データの管理・公開のための支援環境を整備する。

#### 本学による支援の例

- ・機関リポジトリ等の研究データ公開基盤の提供
- ・本ポリシーに基づく研究データの管理及び公開の推進のための啓発及び支援
- ・研究データの管理及び公開に関する法令、契約、本学が定める規程等の情報提供等